

小千谷市観光マーケティング・着地型観光商品開発業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

小千谷市は、三菱地所㈱と協働により進めている「東京駅前常盤橋プロジェクト」において、令和3年度に、おぢや特産の「錦鯉」を間近で鑑賞できる池を設置し、その周辺PRゾーンを活用し、本市の魅力を発信して新たな誘客の機会創出を図ることとしている。

本業務は、上記の「常盤橋プロジェクト」に関する地域ブランディングや新型コロナウイルス感染症収束後の観光需要回復を見据えた首都圏の方をメインターゲットとし、本市と連携している三条市も加えた着地型観光商品開発を主な業務とする。

今まで気づかれなかった生活文化や伝統、特産品や芸術などを活用した新たな観光ルートや体験型ツーリズムなどの造成、また「新しい生活様式」の定着とともに、大きく変化している観光ニーズを見据え、With コロナ、After コロナの時代に即した観光商品を造成するためには、専門的な知識や知見が必要であり、実績や企画力、実行力等を審査するプロポーザル方式を採用することとし、受託希望者を募集するものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

小千谷市観光マーケティング・着地型観光商品開発業務

(2) 委託事業者選定方法

公募型プロポーザル方式

(3) 業務内容

別紙「小千谷市観光マーケティング・着地型観光商品開発業務仕様書」のとおり

(4) 履行期限

令和4年3月10日（木）

(5) 見積限度額

5,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

(6) 支払い条件

業務完了確認後の一括払いとする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続の開始の申立てなされていない者。ただし、

更生手続又は再生手続の開始がなされた者であって、更生計画又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。

- (3) 本市から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (4) 国税及び地方税に滞納がない者。
- (5) 小千谷市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 2 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員と密接な関係を有しない者。
- (6) 本業務と同種・同等の業務にかかる契約を履行した実績がある者。
- (7) 業務を円滑に履行することができる体制が整備されている者。

4 選考スケジュール

実施要領の公表 (本市ホームページに掲載)	令和 3 年 6 月 2 5 日 (金)
質問書の受付期限	令和 3 年 7 月 1 日 (木) 正午まで
質問への回答	令和 3 年 7 月 7 日 (水) まで (予定)
参加表明書の提出期限	令和 3 年 7 月 9 日 (金) 午後 5 時まで
参加資格の審査・通知	令和 3 年 7 月 1 3 日 (火) まで
企画提案書の提出期限	令和 3 年 7 月 2 0 日 (火) 午後 5 時まで
プレゼンテーション	令和 3 年 8 月 2 日 (月) (予定)
優先交渉権者の選定・結果通知	令和 3 年 8 月上旬

※ (予定) については、質問者・応募者数により変更となる場合がある

5 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加する場合は、次の書類を提出すること。

- (1) 提出書類
 - ①参加表明書【様式 1】：1 部
 - ②会社概要【様式 2】：1 部
 - ③業務実績【様式 3】：1 部
- (2) 提出期限
令和 3 年 7 月 9 日 (金) 午後 5 時まで (必着)
- (3) 提出方法
持参又は郵送により提出すること。
※持参の場合は、閉庁日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までを受付時間とする。事前に電話にて連絡すること。
※郵送の場合は、書留郵便又は特定記録郵便に限る。
- (4) 提出先
小千谷市役所分庁舎 観光交流課 観光係

6 質問の受付及び回答

本プロポーザルに質問がある場合は、次のとおりとする。

(1) 質問の受付

①受付期限

令和3年7月1日（木）正午まで（必着）

②提出書類

質問書【様式4】

③提出方法

電子メールにて提出すること。

④提出先

小千谷市役所分庁舎 観光交流課 観光係

メールアドレス：kanko@city.ojiya.niigata.jp

(2) 質問の回答

質問及びその回答の内容は、令和3年7月7日（水）までに、質問者全員に対し電子メールで通知する。なお、質問者の事業者名は公表しない。

7 企画提案書等の提出

参加表明書を提出した者は、次のとおり企画提案書を提出すること。

(1) 提出書類

	提出書類	様式等	枚数等
①	企画提案書表紙	様式6	1枚
②	実施体制調書 ・業務実施体制 ・総括責任者・担当者の経歴等	様式7-1 様式7-2	各1枚
③	業務内容に関する提案書	様式8	テーマごとに1枚（片面のみ）にまとめ、そのテーマごとに図・表等を別葉で2枚（いずれも片面のみ）まで添付可能
④	業務工程表	自由様式	1枚
⑤	見積書	様式9	1枚
⑥	見積内訳書	自由様式	1枚

(2) 提出期限

令和3年7月20日（火）午後5時まで（必着）

(3) 提出部数

10部（正本1部、副本9部）

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

※持参の場合は、閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時までを受付時間とする。提出に際しては事前に電話にて連絡すること。

※郵送の場合は、書留郵便又は特定記録郵便に限る。

(5) 提出先

小千谷市役所分庁舎 観光交流課 観光係

8 企画提案書の作成に関する注意事項

次のとおり作成すること。

(1) 日本工業規格によるA4判の規格、左綴じで作成すること。

(2) 提出書類は、上記7(1)の順に綴じ、表紙以外のすべての用紙の下部に通し番号（ページ番号）を付すこと。

(3) フォントサイズは、10ポイント以上とすること。

9 選考方法

(1) 選考手順

小千谷市が設置する審査委員会において、参加事業者ごとに、別表1の審査基準に基づいて、評価及び選考を行う。選考に当たっては、最低基準を設け、最低基準を満たした者のうち、得点が最も高かった者を最優秀提案者として決定し、次に得点の高かった者を、次点の提案者として決定する。なお、参加事業者が1者の場合でも選考を行う。審査の結果、最低基準の点数を上回る参加事業者がいなかった場合は、本プロポーザルにおいては最優秀提案者の決定は行わないものとする。

(2) 審査基準

別表1の審査基準により評価する。

(3) プレゼンテーション

①実施日

令和3年8月2日（月）（予定）

※現時点での予定であり、応募者数により変更となる場合がある

②会場等

詳細（集合開催、オンライン等）については別途通知する。

③出席者

3名以内。総括責任者及び主任担当者は必ず出席のこと。

④審査内容

- ・20分以内のプレゼンテーションの後、提出書類の内容等に関する質疑応答（20分）を行う予定である。なお、プレゼンテーション時にパソコン、プロジェクター等を使用する場合は、観光交流課観光係に事前に相談するものとし、必要機器については各参加事業者で用意すること。なお、プロジェクター、HDMIケーブル、スクリーンは本市が用意する。
- ・プレゼンテーションの順序は、提出書類の提出順の逆順に行うこととする。参加事業者ごとの開始時間等は別途通知する。
- ・プレゼンテーション及び質疑応答に出席しない場合は、失格となる。ただし、交通機関等の事故等、真にやむを得ない理由がある場合は、この限りではない。

⑤その他

審査委員会での選考は非公開とする。

10 審査結果通知

審査結果は、すべての企画提案書提出者に対し、電子メールおよび書面により通知する。

11 優先交渉権者の決定

審査委員会は、最も評価の高い提案を行った者を最優秀提案者として選定する。本市は、審査委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

12 契約締結

本業務の優先交渉権者に選定された参加事業者は、本市と協議の上で、契約に必要な書類を揃え、契約を締結するものとする。協議に必要な資料については、優先交渉権者が作成するものとする。

なお、優先交渉権者が何らかの理由により契約を行うことができなかった場合は、次点の提案者を優先交渉権者とする。

13 参加事業者の失格

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類が期限までに提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 選考の公平性を阻害する行為があった場合
- (5) その他審査委員会が不適格と認めた場合

14 その他留意事項

- (1) 手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本プロポーザルの参加に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (3) 提出書類の提出後の修正及び変更は認めない。
- (4) 企画提案書は、1者1案とする。
- (5) 提出された書類は返却しない。
- (6) 応募書類の著作権は、応募者に帰属し、その内容について無断使用は行わない。ただし、市が必要と認めるとき、市は応募者の承諾を得て、応募書類の全部又は一部を使用できるものとする。
- (7) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届【様式5】を提出すること。

15 書類の提出先及び問合せ先

小千谷市役所分庁舎 観光交流課 観光係

所在地：〒947-0028 新潟県小千谷市城内1丁目13番20号

電話番号：0258-83-3512

FAX 番号：0258-83-0871

メールアドレス：kanko@city.ojiya.niigata.jp

URL <https://www.city.ojiya.niigata.jp/>

別表 1

小千谷市観光マーケティング・着地型観光商品開発業務
にかかると公募型プロポーザルの審査基準

順番	評価項目	評価内容	配点
1	業務実績 業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務実績は十分か ・業務を適正に履行し得る人員、体制が整っているか 	15 点
2	業務目的の理解度	<ul style="list-style-type: none"> ・業務内容の項目に対して、正しく理解して業務提案がされているか 	15 点
3	マーケティング内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ターゲット層の見極め、分析方法 ・小千谷市の新たな観光資源 	20 点
4	観光商品内容	<ul style="list-style-type: none"> ・経済効果や交流人口増加につながる効果的な内容になっているか ・仕様書に定められている手法以外にも積極的な提案がされているか 	25 点
5	プレゼンテーション (質疑応答含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・プレゼンテーションは分かりやすく、説得力があるか、質疑への応答は適切であるか ・積極的な姿勢や取組意欲が感じられるか 	15 点
6	工程計画 見積金額	<ul style="list-style-type: none"> ・具体性があり、無理なく実施できる工程になっているか ・必要となる経費・費目が計上され、適正に積算されているか 	10 点
合 計			100 点

※評価基準：各審査委員が提案者ごとに評価点を算出し、委員評価点の合計を委員数で除した数値を総評価点とする(小数点以下第2位を切捨て)。